

13 環境省 非予算(特区・地域再生 再検討要請) .xls

管理コード	提案事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特典措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
1320060	し尿処理施設に係る汚泥の再生方法の緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第33条第2号水し尿処理施設に係る汚泥の再生方法厚生省告示第193号	汚泥の再生方法について、堆肥化が定められている。		堆肥化のみに限定されている汚泥の再生方法について、生活環境の保全上及び公衆衛生上支障をきたさない方法で、燃料の原料として再生利用をしたい。	当該施設の近隣に、下水汚泥から固形燃料を製造して製紙工場の補助燃料とする民間企業の燃料化施設が平成20年4月から稼働しております。この施設に原料の一部としてし尿汚泥を供給し堆肥化以外の再生が図られるよう、第11次構造改革特区へ提案したところ、環境省からし尿汚泥を供給して、処理技術、処理実績、再生品の性状、使用実績等を積み重ねることが重要であるとの回答をいただいております。施設の性能を確認するため、平成20年6月から当該燃料化施設に、取付定を供して試験の積み重ねを行いました。結果、別途参考資料の上りこの施設は、下水汚泥とし尿汚泥を混合して熱エネルギーを回収しながら安定した固形燃料を製造できることを確認しております。その卓越した性能は独立行政法人新エネルギー産業技術開発機構から「新エネルギー」としての評価を受けるとともに全国から注目されています。再生品は390度の熱で乾燥減量処理しており、生活環境保全上の支障を生ずることなく製紙工場の補助燃料として使用することが実用されています。このことから、当該施設から排出されるし尿汚泥を従来の焼却処分からエネルギーの活用ができるものに転換し、環境負荷の低減を目指したいので燃料としての再生利用が図られるよう要望いたします。	B-I	III	御提案の趣旨を踏まえ、所要の規定について見直しを行う。				1 0 2 5 0 1 0	最上広域市町村圏事務組合	山形県	環境省
1320070	抜本的な使用過程車対策の実施	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	自動車NOx・PM法に基づき、対策地域においては、トラック・バス等及びディーゼル乗用車のうち基準を満たさないものについて、一定の期間が経過した後、自動車検査証を交付しない規制措置(車種規制)を講じている。		抜本的な使用過程車対策の実施	平成22年度までに対策地域のすべてで大幅な大気環境の改善を図れるように、更なる法改正により、域外からの流入車規制を図るとともに、規制不適合車を識別するためのステッカー制度を構築するなど、実効性の高い効果的な措置を講ずること。 また、規制適合車の利用促進、対策地域内で車検更新できない排出ガス濃度の高い旧式な車両の利用抑制に向け、国が自ら物品購入や工事等において率先的に取り組んでいくとともに、荷主等に対する意識喚起および取組の促進を図ること。 (提案理由) 首都圏の一部三県では、平成15年10月1日から条例によるディーゼル車規制を実施し、八都府県で連携協力してディーゼル車対策に取り組んでいる。都における平成17年度大気監視結果では、浮遊粒子状物質の濃度は昭和48年度の測定以来、初めて全測定局で環境基準を達成したが、幹線道路沿いに残る二酸化窒素の高濃度汚染は依然として深刻な状況にある。 国は、平成19年5月、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法(いわゆる「自動車NOx・PM法」)」を改正したが、同法は、走行規制だけでなく規制であることや重点対策地域が交通量近辺に限られた範囲に限定されたと、指定地区に係る計画書の作成義務が一部の事業者に限られることなどの課題を抱えており、その内容は流入車対策を始めとして不十分なものである。	D	-	平成20年1月に施行された「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の一部改正する法律に基づき、流入車を使用する事業者による計画的な取組を促進する等により、大気環境の改善を図ることとしている。 また、自動車NOx・PM法による流入車を運行する事業者に対する排出基準適合車の使用の努力義務が可なり事業者に対する排出抑制の努力義務の実施を促し、排出基準適合車の普及を促進するため、車種規制に適合しているトラック・バス等にステッカーを貼付する「自動車NOx・PM法適合ステッカー制度」を、平成20年1月から任意の貼付制度として実施しており、まずはステッカー貼付の促進に尽くしてまいりたい。 更に、国府は平成19年から、グリーン購入法に基づき、低公害車導入を促進している。平成16年度末には政府の全ての一般用車について低公害車への切替えが完了している。 荷主等に対する意識喚起及び取組の促進についてはNOx・PM法において事業者の努力義務の実施が促されている。		「自動車NOx・PM法適合車ステッカー制度」であるが、現行の任意申請の方式によつては、今後貼付が大幅に進むことを見込めず、また同ステッカーによつて車種規制に適合した車か否かを識別することは困難であることから、貼付の義務化や車検制度の活用など、実行性あるしくみを構築していくことが必要である。		1 0 2 9 0 1 0	東京都	東京都	国土交通省 環境省
1320080	環境影響評価法における環境影響評価及び事後調査等の緩和	環境影響評価法	環境影響評価法に基づく環境影響評価は、規模が大きく環境影響の程度が著しくおそれがある一定規模以上の事業について、地方公共団体・地域住民・専門家など関係者の関与を得て環境への影響を予測し、実行可能なより良い技術の導入により、人への影響だけでなく、大気環境、水環境等様々な環境要素に及ぼす影響を回避・低減し、環境保全上より良い事業内容にしていづるべきである。 同法に基づき環境影響評価では、調査・予測・評価の不確実性を補う観点から、環境保全措置の一つとして、必要に応じて事後調査を実施することを位置づけるとともに、事後調査の結果により環境影響が著しいことが明らかとなった場合等の対応の方針、事後調査の結果を公表する旨等を明らかにできるようにすることを求めている。		環境影響評価法における環境影響評価及び事後調査等を特区のみ緩和していただきたい。	①弊社は、大竹市に一筆で約264万㎡の山林を所有しており、同山林を開墾し100万㎡規模(約50万㎡、果樹園30万㎡)の大型農園を造りたい。②また、全収容戸数約300戸の住宅分譲事業(建物:木造平家建約30坪、庭約100坪)を計画し、自然の中でスローライフを楽しむ環境を提供する。敷地は約500㎡/1住戸と、全体で約30万㎡を同山林内の住居地域とする。住人の交流を促進する集会所も同山林内に現在建築中であり、同地帯の二つの村を造り、大竹市栗谷町の過疎化にストップをかけ、人口拡大に貢献する。又、同住居地域より掘り出される土砂を、同敷地内に設置する、再利用することを基本とし、一切敷外に搬出しない。③現在、バイオマスタウン構想に取り組む(社)日本有機資源協会(協議中)であり、今年中に基本計画書を大竹市に提出する。同バイオマスタウン構想の計画立案、実施により同敷地内に設置するバイオマスタウン処理施設を中核とし、大竹市を中心とする循環型社会の完成を目指す。 上記事業は、環境影響評価法にあり、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなる恐れがある事業として、環境影響評価及び事後調査等を行う必要がある。しかしながら、今回の計画は、自然を利用した農園(果樹園)を造り、農園周辺に森林を、現山林の森林整備等を計画しており、また当該地周辺には人家等の住居は無く、当該地の環境に及ぼす影響は極小と考えられる。	C	-	要望内容にある事業が環境影響評価法の対象事業となるか否かはいったいた情報は明らかでないが、同法に基づく環境影響評価は新たに実施される事業が「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある」事業であることに着目して、事業の実施による環境への影響を評価し、実行可能なより良い最新の技術が導入されているか否かの検証等を実施し、環境影響の回避・低減を図るものとする。 事業の実施による環境への影響が極小であるかどうか及び環境影響評価手続終了後の事後調査が必要であるかどうかは環境影響評価の結果明らかになるものである。「環境に及ぼす影響は極小と考えられる」という事業者の判断を根拠に環境影響評価手続を緩和することは、環境基本法第20条に定める「事業者等がその事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査・予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずる」として制定された環境影響評価法の立法目的に合致しないと考える。したがって、要望内容にある事業が環境影響評価法の対象事業である場合、環境影響評価手続を緩和することは適切ではないと考える。		1 0 4 0 3 0	大型農園開墾特区	ランドクワイエット株式会社、アロコワレストリアル株式会社	広島県	環境省	
1320090	市設置型浄化槽の市独自基準制定による清掃頻度の緩和	浄化槽法第10条第1項 環境省関係浄化槽法施行規則第7条	(浄化槽管理者の義務) 第十四条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める場合)において、環境省令で定める回数、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。(清掃の回数の特例) 第七条 法第十條第一項の規定による清掃の回数は、全ばつ方式の浄化槽にあつては、おおむね六ヶ月ごと一回以上とする。		浄化槽市町村整備推進事業により整備した浄化槽について、管理実態に基づき独自の清掃基準を設ける場合は、浄化槽法第10条の頻度に関する規定を適用しない。	浄化槽市町村整備推進事業において、浄化槽の使用実態に応じた効率的なメンテナンスを適切に行うことは管理コストの軽減を可能とするものであり、当該対象地域における浄化槽の普及促進に寄与すると考える。 浄化槽のメンテナンスとは、定期的な「保守点検」により装置や機械の調整・修理、汚泥の堆積状況を確認し、汚泥の引抜きや清掃の時期を判断する。次に、「法定検査」におけるBOD測定により処理水の水质チェックを行う。三つ目に、処理能力低下を防ぐ「清掃」があり、法には毎年一回の実行が定められている。 本市では市が設置し、市民に提供している市設置型浄化槽を多数管理しており、法に定められたメンテナンスを忠実に実施し、浄化槽の型式、スケール、実用人数、スラム、汚泥の堆積状況、処理水質等のデータを本市独自の管理システムに登録している。さらに、清掃時期、引き抜き量も毎日記録しており、浄化槽の状態を常に把握できている。これらの維持管理により浄化槽の処理水質は大変良好で、排水基準を満たしている。この管理実績を踏まえた上で、浄化槽を型式、人規模、使用状況等に応じて類型化するとともに、処理水質だけでなくスラムや汚泥の堆積状況さらさらに詳しく調査整理し、これら類型化した浄化槽ごとに適切な清掃回数や量をはじめとする維持管理基準を市独自に定めることとする。 これは浄化槽法第10条第1項の規定に抵触する可能性があるが、浄化槽の適正な管理により処理水質を維持するという法の趣旨には合致するものである。また、市の管理基準を定めることで、効率的な維持管理を実現できるとともに、市民の環境意識の向上にも貢献できるものである。	C	-	浄化槽は、生物学的、物理的作用等により汚水を処理するために、様々な単位装置、附属機器を組み合わせた設備・施設であり、浄化槽の機能を常時正常に保つための清掃を定期的に行う必要がある。 保守点検ごと等の管理により浄化槽は適切に維持管理されている場合であっても、浄化槽の使用実態により汚泥の蓄積状況などには差があり、浄化槽は原理的に汚泥やスラムが堆積又は蓄積するため、これらを引き出す「清掃」は、浄化槽の機能低下の未然防止という役割も果たし、清掃時に確認できない内部の破損もありえることから、年一回の清掃を行うこととしている。		右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	1 0 5 4 0 1 0		富田田市	大阪府	環境省
1320100	NPO法人による食品リサイクル事業における廃棄物処理許可取得を可能とする。	廃棄物処理法	(一般廃棄物) 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。 (産業廃棄物) 産業廃棄物の収集または運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。		・養豚の飼料用として、食品廃棄物を収集・運搬と飼料への加工をする事業、NPO法人の各許可を可能とする。	【提案理由】 ・NPO法人による養豚事業を行う場合、食品廃棄物の収集・運搬と飼料への加工する事業によって、介護・福祉事業における雇用の場としての自立支援を提供する。 【措置】 ・食品廃棄物の収集・運搬と飼料への加工を要するため、一般廃棄物と産業廃棄物の収集・運搬業や中間処理業取得要件(NPO法人への許可も可能とする)を緩和。	D	-	法律上の要件を満たせば廃棄物の収集及び運搬の許可は取得可能である。			1 0 5 9 0 6 0	地域活性化モデル事業	㈱ドゥワロン	高知県	環境省
1320110	NPO法人による最終処分場事業許可取得を可能とする。	廃棄物処理法	廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。		・NPO法人による最終処分場許可取得の認可。	【提案理由】 ・NPO法人が最終処分場を整備・運営する事で、市よりも効率的な事業が実施され、市の財政削減を図れる。 ・事業収益は、ソーラ発電事業や学校の生活保護者でも安心して暮らしやすいコミュニティを形成する。 ・本事業によって、介護・福祉事業における雇用の場としての自立支援を提供する。 【措置】 ・一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分場許可要件に、NPO法人への規制を緩和する。	D	-	法律上の要件を満たせば廃棄物処理施設を設置許可の取得は可能である。			1 0 5 9 0 7 0	地域活性化モデル事業	㈱ドゥワロン	高知県	環境省
1320120	自然公園特別地域・特別保護区に賦存する地熱資源に係る開発規制の緩和	自然公園法第13条第3項	自然公園法第13条第3項による規制と地熱発電の取扱いを定めた通知による。 「自然公園地域内において工事技術院が行う「全国地熱基礎調査1等」について」(昭和49年) 「(国立、国定公園内における地熱開発に関する意見)」について」(昭和54年) 「国立、国定公園内における地熱発電について」(平成6年)		自然公園法における地熱開発規制の緩和 ①規制域(深部・特別保護区、第一種特別地域)の地熱資源を阻むとした規制域(域外)からの傾斜掘り掘削の許容 ②規制域(第二、第三種特別地域)における地熱開発規制の普通地域レベルへの緩和	我が国において温度150℃以上の地熱資源量は発電量にして2,000万kW相当以上であると推定されているが、その約80%強が国立公園の特別地域・特別保護地区内に賦存し、その開発にあつては、工伴物の設置、樹木の伐採、地形の変形等による風致景観への影響懸念が不可避な状況になっている。 一方、昭和47年通達(「振興法令等」の欄を参照)におけるも地中で長期にわたり操業を続けるが、自然公園法上の問題は発生していない。 又、技術革新により自然公園法規制域外に設けた掘削基地から、規制地地表景観に影響を与えることなく当該地下に賦存する地熱資源を採取する傾斜コントロール掘削技術も確立されている。	C	-	環境省としては、地熱発電については、開発に伴う地形の改変等が大きく(風致)に与える影響が大きいことからその取扱いに慎重に検討してきたところである。 特別保護地区、特別地域は、国立公園の風致景観の中核をなすものであり、その開発行為に当たっては自然公園法施行規則第11条の許可基準に照らし適切に審査を必要があり、大規模開発の届出のみ把握する普通地域と同様の取扱いにはできない。 なお、国立、国定公園と地熱発電については、今年5月に経済産業省が取りまとめた「地熱発電に関する研究会中間報告」において、国立、国定公園内の特別地域等自然環境保全上重要な地域は、風景や自然環境に影響を及ぼすような地熱発電は、避けることを前提として、地熱発電と自然環境保全との両立の可能性について取りまとめられているものと承知している。		右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	1 0 6 9 1 0		日本鉱業協会	東京都	環境省

13 環境省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	提案事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
1320130	地熱発電用地熱井の温泉法からの適用除外	温泉法	温泉をゆゆうさせる目的で土地を掘削しようとする者及び温泉のゆゆう出路を増設し、又は温泉のゆゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない(第3条第1項、第11条第1項)。 都道府県知事は、許可の申請があつたときは、掘削等が温泉のゆゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるときを除き、許可をしなければならない(第4条第1項、第11条第2項及び第3項)。 *都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項(第十一項第二項又は第三項において準用する場合を含む。)等の規定による処分をしようとするときは、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない(第32条)。		大部分の温泉井は地下の浅部からの採取に対して、地熱井は地下深部からの採取であり、熱水資源を利用する領域が区別されている。又、これまで地熱発電により温泉が枯渇した事例もなく、このことから領域は区分されている。現状では、地熱井掘削の場合、温泉法の適用を受けており、温泉法に基づく温泉審議会により掘削許可の是非が判断されている。このため、温泉掘削権者の反対により、地熱発電掘削が阻害される傾向にある。よって、地熱発電用地熱井の温泉法からの適用除外が望まれる。	地熱井と温泉井は同じ地熱地熱を利用するものであるが、一般にその対象とする深度が異なり、又、温度、圧力的にも異なるため、掘削技術も大きく異なる。 * 最近深部掘削の非火山性温泉井が掘削されるようになっているが、これに関する規制がうごかすこと、火山性温泉井に及ぼす影響がある。 * これらのことから、地熱井については温泉法から切り離し、新たに地熱法等を制定し、掘削許可の判断については、温泉法の下で行われている温泉審議会での審議と同様、地熱専門家からなる地熱審議会のようなところで審議されることが望ましい。	C	-	「温泉」は、温泉法において、「地中からゆゆうする温泉水、鉱水及び水蒸気その他のガス(炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。)、別案に掲げる天然ガス又は物質を有するもの」と定義されており、浴用又は飲用に供する温泉のほか、地熱井からゆゆうする熱水及び蒸気も「温泉」に該当する。 温泉法は、こうした温泉の枯渇を防止し、その保護を図るため、新たに温泉をゆゆうさせる行為及び温泉のゆゆう出量を増加させる行為を都道府県知事の許可に係らしている。 地熱発電のための掘削による周辺の温泉への影響については、科学的には、温泉の生成機構によっては影響を及ぼす可能性がある指摘されており、影響が全くないとはいえない。 また、温泉法における処分当たっての審議会への意見聴取の規定は、都道府県知事が高度の専門的知識に基づき、温泉のゆゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき等に該当するかを適正に判断し、処分を行うために掲げられているものである。 これらのことから、温泉の枯渇を防止し、その保護を図るためには、現行の温泉法を適正に施行することが必要であり、地熱発電のための掘削を温泉法の適用除外とすることはできない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	石油・天然ガスは、金属鉱山と同様、鉱業法の適用になるが、地熱掘削は同じく地下資源でありながら温泉法の適用となり、周辺温泉所有者が反対すれば掘削許可は下りず、事実上地熱調査・掘削はできない事となっている。 温泉法の適用除外は掘削との関係が、本年3月の「温泉資源の保護に関するガイドライン」では、地熱井の特徴を踏まえた記述が全く見られないので、科学的に妥当でない見解に基づいた地熱井の掘削取扱いについては、再検討が必要であり、同ガイドラインから切り離すことを希望する。		1 0 6 0 2 0	日本鉱業協会	東京都	環境省
1320140	省庁対抗省エネ合戦ならび自治体対抗省エネ合戦				内閣府が主体となって通達を出す	現在国をあげての温暖化対策を進めているが省庁間の温度差が激しく、このままでは京都議定書は達成出来ないと推測される。そこで従来の建物における原単位管理の中に「1人当たりの年間排出量」という新しい手法で庁舎管理を行いネットでの発表を義務づける事を提案したい。 従来の省エネルギーセンターが建物で進めてきた原単位は平米当たりのエネルギー使用量であり、ある程度の目安にはならない。しかしながら、ある建物においてビルに入居する人数を年間総エネルギー使用量を評価基準にして1人当たりのCO2排出量データを原単位に加えればより明確な判断ができる。 * 省庁対抗省エネ合戦は経済産業省すら腫を引くと判断されるアイデアだがこれは国策の15%を達成する為内閣府主導で進めるべきと思われる。	E	-	規制等は存在しない。 なお、政府としては、政府の事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実行計画を閣議決定し、政府の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの総22年度から平成24年度までの総排出量を平成13年度比平均で8%削減することを目標とし、取組を進めている。		1 0 7 0 0 1 0	NPO法人地球環境融合センター	東京都	経済産業省 環境省 内閣府		
1320150	狩猟免許試験において、試験項目の一部を免除すること。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第48条	狩猟免許試験は、狩猟免許の種類ごとに次に掲げる事項について行う事とされている。 ① 狩猟について必要な適性 ② 狩猟について必要な技能 ③ 狩猟について必要な知識		狩猟免許試験の実施項目における、「狩猟」について必要な技能に属する大部分は、銃器の安全な取り扱いについての項目であり、「銃器の取り扱い所持持取法第4条第1項1号の規定による許可を有している者」については、既に銃器の安全な取扱いはクリアしていることであり、当該技能試験のうち、銃器所持許可の検定と重複する課題を免除する必要がある。	本県においては、ニホンジカ及びイノシシ等による農林業被害が8億円を超える水準にあり、有害鳥獣捕獲や個体数調整を実施しているが、なお適正期に達しておらず、農林業被害を防ぎ、また鳥獣保護区を維持させるために、保護区内での狩猟期間中の「狩猟(安全面等を考慮し、わなに限定)」による捕獲を推進し、当該特定鳥獣の個体数を減少させる必要がある。「(特定猟区)制度の「鳥獣保護区」版をイメージしている。」	C	-	銃器を用いた狩猟において、一般人を巻き込んだ死亡事故を含む重大事故の発生等が依然としてある実態に鑑み、安全な狩猟を実現する上で、銃器の基本操作に関する事項である「銃銃の点検・分解結合、保持及び携行」を始めとする試験項目は、狩猟免許を所持するに足る技術を有する者であることを判断するために確実に確認すべき重要な項目の一つであることから、試験項目を除外することはできない。 また、環境省野鳥70323004号自然環境局野生生物課長通知において技術的助言がなされている技能試験候補については、現行制度においても都道府県の裁量において実施されていることであり、配点、具体的な試験手法等の変更をするなどの柔軟な運用は可能である。 なお、鳥獣保護法における技能試験と銃刀法における技能検定は異なる視点から実施されており、法制度上の繋がりはない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	鳥獣保護法と銃刀法は所管する省庁が異なり法制度上の繋がりはないが、銃器に関して安全な取り扱いを実現するために、その基本的な技術を確認するという目的は共通している。本提案は、銃刀法に基づき「技能検定」においてその技術を確認された項目のみ免除しようとするものであり、安全な狩猟を実現するための基本操作の技能は習得されていると考えられるため、少しでも受験者の負担を軽減し、緊急かつ重要な課題である狩猟者の育成・確保を図るための本提案を認めていただきたい。	1 0 7 0 7 0	兵庫県	兵庫県	環境省	
1320160	鳥獣保護区において、特定鳥獣をわなににより捕獲等ができることとする	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条	都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類や鳥獣の生息の状況等を勘案して、鳥獣の保護のための重要と認める区域を指定する区域として指定することができる。		鳥獣保護区の全部又は一部について、都道府県知事が指定した区域においては、シカなどの特定の鳥獣(シカ、イノシシ)に関し、わなにによる捕獲等が可能とする区域を指定することができることとする。	本県においては、ニホンジカ及びイノシシ等による農林業被害が8億円を超える水準にある。このため鳥獣保護区の更新の際には地元同意が難しい状況も生じている。 有害鳥獣捕獲や個体数調整を実施しているが、なお適正期に達しておらず、農林業被害を防ぎ、また鳥獣保護区を維持させるために、保護区内での狩猟期間中の「狩猟(安全面等を考慮し、わなに限定)」による捕獲を推進し、当該特定鳥獣の個体数を減少させる必要がある。「(特定猟区)制度の「鳥獣保護区」版をイメージしている。」	C	-	鳥獣保護区は、鳥獣の大規模な生息地における鳥獣の保護、渡り鳥や希少動物の生息地の保護など、特に保護を図る必要があると認める地域について狩猟の禁止等を区域として指定しているものであり、鳥獣保護区内で狩猟を認めることについては、たとえ対象動物や猟法を限定するものであっても、狩猟者の自主的・自発的行動により、当該区域に生息する鳥獣の生息環境の悪化に繋がるおそれがあり、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障を及ぼすおそれがあることから、困難であると考える。 なお、現行制度においても、鳥獣保護区にかかると区域で農林水産業者の被害が出ている場合、鳥獣保護区における鳥獣の保護を図りつつ、当該鳥獣の適正な個体数調整の達成のために、区域、期間、方法等について適切に調整をし、許可を交付し、有害鳥獣捕獲を行うことも可能な制度となっていることであり、これについては、都道府県において弾力的な運用が可能となっている。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	有害鳥獣は、捕獲の際には被害地域から保護区内へ逃げ込んだり、保護区内で捕獲したものが保護区外に出て被害を発生させている。必要な場合には保護区内において有害鳥獣捕獲を実施しているが、保護区が有害鳥獣でも保護してしまうとの認識から、保護区の更新の際には地元同意が難しい状況が生じており、本来、保護を必要とする鳥獣の保護にも支障が生じている。本提案は、保護区内の狩猟については、知事が指定した地域において、特定の鳥獣を、獲れた猟法により捕獲しようとするものであり、このことが当該保護区に生息する鳥獣の生息環境の攪乱に繋がるとは考えにくい。被害対策のみならず、保護区維持のためにも提案を認めていただきたい。	1 0 7 0 8 0	兵庫県	兵庫県	環境省	
1320170	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園法第13条第3項及び自然公園法施行規則第11条第11項	風力発電施設については、平成16年2月に、「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する基本的考え方」として審査基準に盛り込むべき事項についてとりまとめを行い、現在は自然公園法施行令第11条第11項「風力発電施設の新築、改築又は増築」として審査基準の明確化を図ったところである。		国立公園内での風力発電施設設置について、県が風車の設置が周辺の風致・景観と調和すると認められる場合(山稜線に設置する場合を除く)は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する。	本県では、平成22年度の温室効果ガス排出量を平成2年度から6%削減することを目標として地球温暖化対策を進めており、その対策のひとつとして、風力発電の出力を現在の43000kwから平成22年度までに10万kwまで増やす計画である。 このため、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。 本年2月の低炭素社会構築に向けた再生可能エネルギー普及方策検討会の提言において、温室効果ガスの大幅削減のためには、再生可能エネルギー等への移行は不可欠としている。その一方で、自然公園区域での風力発電施設設置については、自然公園区域であっても、風景のある風景をその土地の自然エネルギーを利用した地球温暖化防止を象徴する風景ととらえ、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外すべき。	C	Ⅲ	連携省では、自然エネルギーの利用について風力発電を否定しているものではないが、国立・国定公園内において、立地の可能性や各種規制による風力発電の推進が期待される状況においては、公園の保護の公益性を上回るような特別な立地の風力発電が認められるものとは判断できない。特に我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地である国立公園及び国定公園に準ずる優れた自然の風景地である国定公園において設置する場合には、自然景観への支障、生物多様性への影響等多方面より検討した上で、景観や野生動物の保護等自然環境の保全との両立を目指すべきであり、規制の適用の除外は不適当と考える。 よって、先般の国立・国定公園における風力発電施設の設置について明確化を図った自然公園法施行規則第11条第11項に検討を進めていただきたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	本年12月のGOPS(コペンハーゲン)に向け、国は2020年までの温室効果ガス排出量の中期目標を2005年比15%削減と発表した(6月10日麻生首相スピーチ)。この中で、中期目標達成の手段として、新エネルギー-再生可能エネルギーの導入量を20%程度引き上げる必要があるとされており、今後、風況の良い地域での更なる新エネルギーの導入が求められることから、自然公園区域であっても、風景のある風景をその土地の自然エネルギーを利用した地球温暖化防止を象徴する風景ととらえ、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外すべきと考える。	1 0 7 0 9 0	兵庫県	兵庫県	環境省	
1320180	動物取扱業者に対する立入検査の義務化	動物の愛護及び管理に関する法律第13条、第19条、第23条及び第24条	動物取扱業者は5年に1度動物取扱業者の登録更新を図ることとされているが、不正な方法による登録や、環境省令で定める基準に適合しないような動物の取扱い又は飼養施設を設置・管理を行っている場合には、都道府県知事は、登録の取り消し及び事業の全部又は一部停止を命ずることができる。また、必要に応じて都道府県等の自治体職員が事業者に対して報告徴収や立入検査を実施することができる。		動物を適切に扱い動物の健康及び安全を確保するために、動物取扱業者が動物取扱業者の登録の更新申請をする際には、立入検査を受けなければならないこととする。	動物の健康が保持されるような飼養施設が確保されれば1年間で少なくとも1万匹の動物の命が救われる。生命尊重は当然のことであると同時に、保健所などでの動物の処分が必要な経費の削減や、臭気や騒音の人の生活環境への悪影響を防止できる。こうした観点から、動物取扱業者が5年ごとの動物取扱業者の登録の更新申請をする際には、立入検査を受けることを義務づける。適正な方法で生命を扱っているか、全体的にチェックを強化すること、見落としがちな、多くの動物の命が救われることとする。	D	-	動物愛護管理法に基づき、都道府県知事は、動物取扱業者に係る規定の施行に必要な限度において適宜報告を求め、または、立ち入り、検査を行うことができることとされている。さらに、動物取扱業者が、環境省令により定められた動物の適正な取扱いを確保するために必要な基準、または、飼養施設の基準に適合しない場合には、動物取扱業者に対しその登録を取り消すこと等ができることとされているほか、環境省令等により定められた動物の管理の方法等に係る基準を遵守していない場合には、改善勧告及び報告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとされており、これに違反した場合には罰則も設けられている。これらのことから、提案内容は現行の規定により対応可能である。		1 0 7 0 8 0 1 0	個人	神奈川県	環境省		
1320190	リサイクル料金前払い制導入等	特定家庭用機器再商品化法	小売業者は、特定家庭用機器廃棄物の引き取りを求められた場合は、当該特定家庭用機器廃棄物の排出者に対し、収集及び運搬に関し、料金を請求することができる。 製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物の引き取りを求められたときは、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為に関し、料金を請求することができる。 小売業者は、特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、自ら特定家庭用機器として再度使用する場合、特定家庭用機器として再度使用又は販売する者に有償又は無償で譲渡する場合を除き、製造業者等に引き渡さなければならない。		現行法で規定されているリサイクル料金の後払いの問題点に鑑み、これを前払いにするとともに小売りのリユースを制限することを提案する。	家電リサイクル法では、現行のリサイクル料金後払いのシステムにより、排出者・小売業者との間で不法行為が目立つ。例えば、そこに関係のない回収業者が介在することによって家電が行方不明になることが多く、不法投棄や金属だけを抜き取って外国に売られるなどの弊害をもたらしている。この家電を正規ルートから外さないために排出者にはリサイクルしやすく、小売業者には確実に家電電を製造業者に引き渡すことができるような仕組みを作ることが重要であり、リサイクル料金の前払い制と小売業者が製造業者に家電を再度使用(リユース)するしないに問わず引き渡すべきだと考える。 提案理由: 家電電が非正規ルートへ流れることへの懸念は家電電に含まれる金属資源を失うことである。希少資源大国を目指す日本国の競争力に関わる問題である。リサイクル料金後払いでは排出者は支払い遅延の時にはきちんとリサイクルに出すが、それ以外非正規ルートにつながる不法回収者へ渡してしまふことが多く、製品購入時に小売店にリサイクル料金を払った方が良いと考える。	C	-	平成18年4月に、家電リサイクル法施行から丸5年が経過し、法に規定する見直し時期を迎えたことから、同年6月より産業構造審議会及び中央環境審議会の合同委員会において家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討が行われ、平成20年2月に報告書が取りまとめられた。 同報告書において、リサイクル費用の回収方式については、引取台数の着実な増加や不法投棄台数の減少傾向など着実に成果を上げている現在の施行状況を踏まえ、費用回収方式の変更という根本的な制度変更を行うことなく、現行の費用回収方式を維持しつつ、現行制度の改善のため、家電リサイクルルートへの適正な排出促進のための措置や家電不法投棄対策等の個別課題解決のための措置を講じていくことが適当であるとされた。 これを受けて、経済産業省及び環境省では、メーカーによるリサイクル料金の引下げや小売業者による引取り・引渡の一層の適正化、廃棄物処理業者の厳正な運用などの施策を実施・推進しているところである。	1 0 8 0 0 1 0	個人	神奈川県	経済産業省 環境省			